

ヤマダホールディングスグループ

GLTD制度

Group Long Term Disability

みなさまが万が一、病気やケガにより長期間仕事ができなくなった場合、収入を補償する制度です。

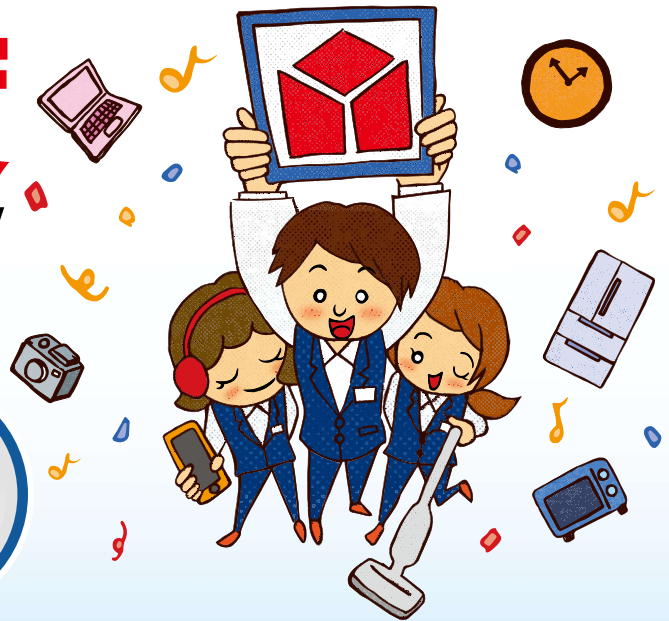
ヤマダホールディングスグループ GLTD制度 ご案内ムービー

右記コードをスマートフォン等で読み込みアクセスしてください。
(通信料がかかります)

スマートフォン等で
今すぐチェック!



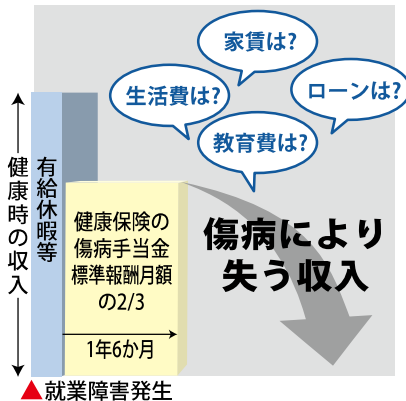
団体割引
20%
が適用されています



もし

ヤマダホールディングスグループ GLTD制度がなかったら

傷病が長期化した場合には、会社からの収入がなくなってしまいます。その一方で、治療のための医療費の他、毎月の生活費や家賃、住宅ローンの支払いや教育費等の支出は変わらず発生します。



ヤマダホールディングスグループ GLTD制度は、万一の事態に備えます



ヤマダホールディングスグループ

GLTD制度 の特長

1 最長65才まで補償

傷病が回復し職場に復帰できるようになるまでの期間、最長で65才まで収入補償を行います。

2 精神障害も補償の対象

精神障害による就業障害の場合には、てん補期間は最長2年間となります。

3 保険金は非課税

所得税および住民税の対象となりません。

4 復職後も 保険金受取りが可能

傷病が回復したが障害が残って以前と同じように仕事ができない場合など、一部職場復帰しているが収入が20%超減少している場合に、保険金はその減少割合に応じて継続して(最長65才まで)支払われます。

5 退職後も 保険金受取りが可能

傷病が原因でやむを得ず会社を退職する場合でも、保険金のお支払い条件が満たされるかぎり継続して(最長65才まで)保険金をお支払いします。

ヤマダホールディングスグループ GLTD制度を導入して こう変わりました。



標準報酬月額とは・・・基本給のほか、通勤手当、残業手当などの各種手当を加えたものです。

【ヤマダホールディングスグループ
GLTD制度イメージ図】

お申込み締切日 **2026年6月30日(火)** WEBサイトにてお手続きください。

ヤマダホールディングスグループGLTD制度のお申込み方法

お申込み期間

2026年5月13日(水)～2026年6月30日(火)

お申込み方法

○WEB(PC・スマートフォン)によるパンフレット・保険料等の確認、加入・変更等のお手続きとなります。

WEB上でお手続きが完了しますので、ご提出いただくものはありません。

※既にご加入されている方がお手続きされない場合、ご契約は自動的に継続されます。ただし、お申出内容に変更がなく、自動継続される場合も保険料は変更になる場合がありますので、ログインいただきWEBで新保険料をご確認ください。

保 険 料

○WEBサイトにてご確認ください。

○当保険料は、団体割引20%(被保険者数1,000名以上5,000名未満)適用でご加入いただいた場合の保険料です。

※保険期間1年の契約で、原則として加入資格を満たすかぎり、継続して加入いただける自動継続契約です。次年度以降、契約内容に変更・脱退のお申出がないかぎり、ご契約は自動的に継続されます。また、継続後の保険料は継続日時時点の被保険者または特約被保険者の年齢・保険料率と標準報酬月額等により、変更となる場合がございます。

(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

加 入 資 格

○株式会社ヤマダホールディングス/株式会社ヤマダデンキ/株式会社ヤマダホームズ/コスモス・ベリーズ株式会社/株式会社ハウステック/株式会社ヤマダファイナンスサービス/中部日化サービス株式会社/株式会社ヤマダテクニカルサービス/株式会社ハウス・デポ・パートナーズの従業員のうち2026年9月1日時点の満年齢が64才以下の告知日時時点で正常に勤務している方。親介護一時金支払特約は従業員またはその配偶者の親で2026年9月1日時点の満年齢が40才～89才までの方。

保険期間(ご契約期間) ○加入プラン・親介護一時金支払特約……………2026年9月1日午後4時から1年間

保 険 料 引 落 し 日

○保険料は給与から控除します。第1回目の保険料引落しは2026年11月の給与からです。

※払込みいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除として、他の介護医療保険料控除の対象契約の保険料と合算し、所得税の場合最高4万円が、住民税の場合最高2万8千円が、所得金額から控除されます。

詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

○保険料控除の取扱い/2026年2月現在

※健康状態告知書質問事項の回答内容やWEBサイトへの入力事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※他の保険契約等の有無については、保険に関する重要な事項の告知事項としてWEBサイト画面より入力していただきます。正しく入力していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

●健康保険の傷病手当金等公的給付(※1)を受給している場合、保険金は調整して支払われます。

※1 公的給付とは障害によって「健康保険」「政府労災保険」「厚生年金」等から給付されるものです。

●「精神障害補償特約」「天災危険補償特約」「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットしています。「妊娠に伴う身体障害補償特約」がセットされている団体契約のため、女性は「妊娠特約あり」、男性は「妊娠特約なし」となり、それ以外はご選択いただけません。

●てん補期間は65才に達した日(※2)の属する月末までとなります。ただし、免責期間の終了日の翌日からてん補期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間は3年となります。※2 65才に達した日とは、65才の誕生日の前日をいいます。

●精神障害による就業障害の場合、てん補期間は最長2年間になります。

●補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

お問合わせ先

ヤマダホールディングスグループGLTD制度や加入プランのお申込み方法などアフィニティ・コンタクトセンターまでお気軽にお問合わせください。

0120-257-522

携帯電話からもご利用いただけます。
受付時間 9:00-17:00(祝日を除く月～金)

詳しくは下記コードより、重要事項のご説明・お支払いする保険金のご説明・健康状態告知についてのご案内および団体長期障害所得補償保険サービスのご案内を読み込み、ご確認ください。
下記コードからご確認ください。場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項の
ご説明



お支払いする
保険金のご説明



健康状態告知に
ついてのご案内



団体長期障害所得補償
保険サービスのご案内



保険商品正式名称 「団体長期障害所得補償保険」 GLTD制度 Group Long Term Disability

引 受 保 険 会 社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(幹事 分担割合90%)
損害保険ジャパン株式会社(非幹事 分担割合10%)

取 扱 代 理 店

株式会社ヤマダファイナンスサービス(非幹事)
ジャパン・アフィニティ・マーケティング株式会社(幹事)
〒107-6216 東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー

この保険契約は2社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っております。この保険は株式会社ヤマダホールディングスを保険契約者とし、株式会社ヤマダホールディングス/株式会社ヤマダデンキ/株式会社ヤマダホームズ/コスモス・ベリーズ株式会社/株式会社ハウステック/株式会社ヤマダファイナンスサービス/中部日化サービス株式会社/株式会社ヤマダテクニカルサービス/株式会社ハウス・デポ・パートナーズの従業員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。このパンフレットは団体長期障害所得補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。団体長期障害所得補償保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」、保険証券は保険契約者(株式会社ヤマダホールディングス)に交付されます。

(2026年3月承認) A25-103482